

平成 30 年 12 月 3 日
薬生発 1203 第 1 号
20181101 製局第 1 号
環保企発第 1811273 号

厚生労働省医薬・生活衛生局長

経済産業省製造産業局長

環境省大臣官房環境保健部長

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」の一部改正について

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」（平成 30 年 9 月 3 日付け薬生発 0903 第 1 号・20180829 製局第 2 号・環保企発第 1808319 号厚生労働省医薬・生活衛生局長・経済産業省製造産業局長・環境省大臣官房環境保健部長連名通知。以下「運用通知」という。）の一部を下記の通り改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

記

3-1(2)中、「第一種特定化学物質、第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質又は一般化学物質の構成部分（アニオン又はカチオンに限る。）を構造の一部として有するもの（付加塩、オニウム塩に限る。）については、それぞれ第一種特定化学物質、第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質又は一般化学物質を含む混合物として取り扱う。」を「第一種特定化学物質、第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質又は一般化学物質の構成部分（アニオン又はカチオンに限る。）を構造の一部として有するもの（付加塩、オニウム塩に限る。）については、それぞれ第一種特定化学物質、第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質又は一般化学物質として取り扱う。」に改める。